

資料編

基本構想・基本計画の策定にあたっての
策定経過資料

世田谷区基本構想・基本計画の策定経過

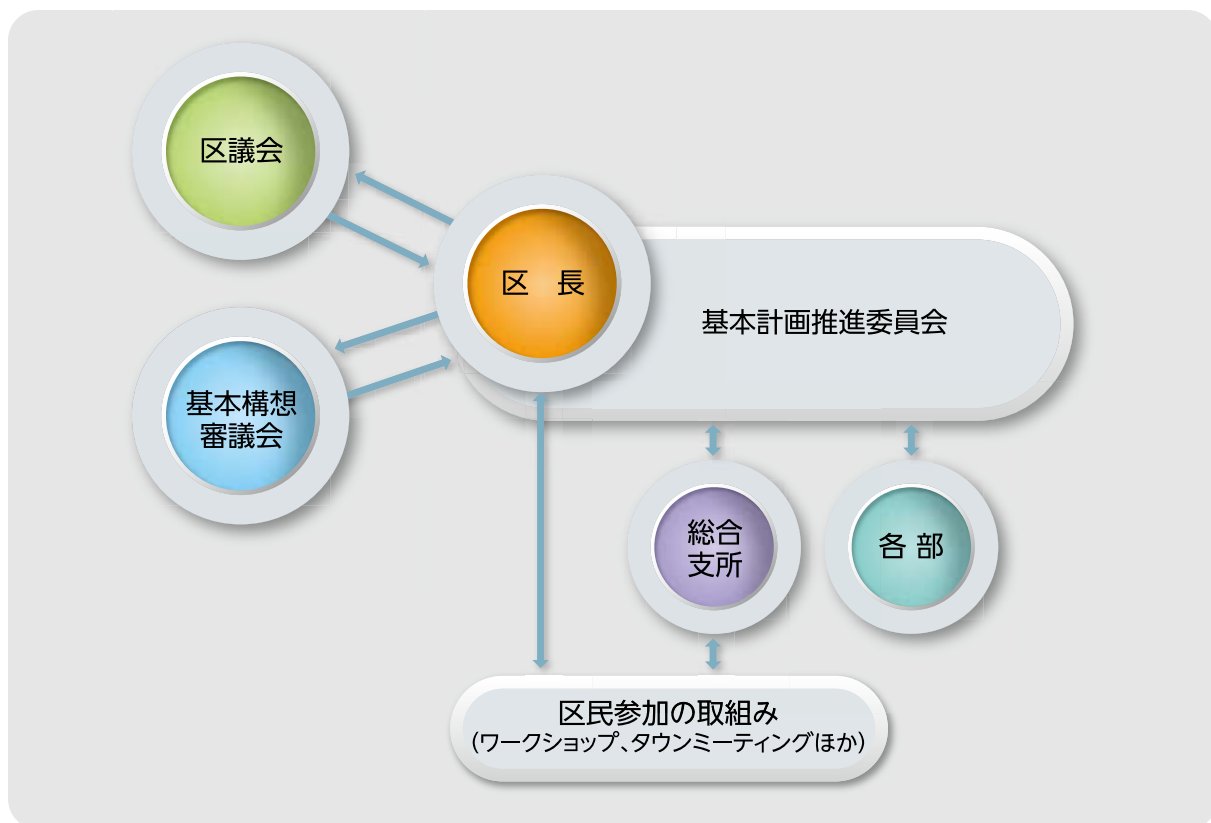
①基本構想審議会による検討

新たな基本構想・基本計画の策定にあたり、平成23年(2011年)12月に区長の附属機関として「世田谷区基本構想審議会」を設置し、「基本構想、基本計画を策定するにあたっての区政運営の基本的な考え方」を諮問しました。審議会の構成は、学識経験者11名、区民8名、区議会議員6名の計25名で、審議会8回、部会・起草委員会延べ25回と活発な議論を重ねました。

審議会の開催と並行して、庁内では若手職員を中心とした「職員研究会」を立ち上げました。基本構想、基本計画の策定に向けた政策課題の研究を行い、審議会委員が区民の意見を聞く「区民意見・提案発表会」での研究成果の発表、「区民ワークショップ」におけるファシリテータなど、審議会の運営を支援しました。

平成25年(2013年)4月、「世田谷区基本構想審議会答申」(基本構想の全文案と、基本計画策定の基本的な考え方を示す基本計画大綱)が、審議会より世田谷区長に答申されました。

基本構想・基本計画の策定体制



②基本構想の議決、基本計画の策定

審議会からの答申を基に、「世田谷区基本構想(素案)」を公表し、パブリックコメントにより意見を求めました。区議会での議論や区民の意見を受けて、「世田谷区基本構想(案)」をまとめ、区議会に提案し、平成25年(2013年)9月に議決されました。

一方、基本計画大綱を基に、庁内各部において政策案の取りまとめを行い、これらを六つの重点政策、4つの分野別政策へと整理しました。また、総合支所ごとに地域計画案を検討し、併せて住民参加のもとで、地域の特性を踏まえたまちづくりのビジョンをまとめました。

基本計画の各政策を実行するための新実施計画や、分野ごとの個別計画の策定作業を並行して進め、当面の財政計画とも整合を図り、実効性、実現性のある基本計画を策定しました。

③区民参加の取組み

基本構想、基本計画の策定にあたっては、区民参加の手法を積極的に取り入れ、検討段階から成案作成に至るまでの各段階で、さまざまな取組みを行いました。

区民全般に幅広く意見を聞くパブリックコメントを節目ごとに実施するとともに、シンポジウムやタウンミーティング(地域ごとの対話集会)、意見交換会、意見・提案発表会などを数多く開催しました。

なかでも、基本構想や基本計画の検討段階で実施した「区民ワークショップ」では、住民基本台帳から無作為に選ばれた区民が集まり、若者からお年寄りまで幅広い世代の参加者により、活発な議論が行われました。区民参加の裾野を広げる手法として、新たな可能性が示されました。

世田谷区基本構想審議会(委員名簿)

(五十音順、敬称略/平成25年4月現在)

【学識経験者】

飯田 哲也	NPO法人環境エネルギー政策研究所所長(※平成24年7月13日まで)
枝廣 淳子	幸せ経済社会研究所所長、環境ジャーナリスト(※平成24年8月28日から)
大杉 覚	首都大学東京大学院社会科学部研究科教授
大橋 謙策	日本社会事業大学大学院特任教授
小林 正美	明治大学理工学部建築学科教授
竹田 昌弘	共同通信編集委員兼ニュースセンター整理部委員
永井 多恵子	(公財)せたがや文化財団副理事長、(公社)国際演劇協会(ITI/UNESCO)会長
坂東 真理子	昭和女子大学学長
松島 茂	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授
○宮台 真司	首都大学東京都市教養学部教授
◎森岡 清志	放送大学教授
森田 明美	東洋大学社会学部社会福祉学科教授

【区民】

上野 章子	公募委員
宇田川 國一	世田谷区町会総連合会副会長
大森 猛	世田谷区民生児童委員協議会会長
桑島 俊彦	世田谷区商店街連合会会長
永井 ふみ	公募委員
松田 洋	公募委員
宮田 春美	世田谷区立小学校PTA連合協議会顧問
宮本 恭子	公募委員

【区議会議員】

風間 ゆたか	世田谷区議会議員
上島 よしもり	世田谷区議会議員
桜井 純子	世田谷区議会議員
高橋 昭彦	世田谷区議会議員
田中 優子	世田谷区議会議員
村田 義則	世田谷区議会議員

◎：会長 ○：会長職務代理者

策定の経過

	区議会	基本構想審議会	基本計画推進委員会・庁内検討	区民参加の取組み
平成23年 8月			基本計画推進委員会	
9月	平成23年第3回定例会 基本構想審議会条例可決			
10月	平成23年決算特別委員会			
11月	平成23年第4回定例会			
12月		第1回審議会(諮問)	基本計画推進委員会	
平成24年 1月				
2月		第1回第1,2,3部会	基本計画推進委員会	
3月	平成24年第1回定例会 平成24年予算特別委員会	第2回審議会	基本計画推進委員会	基本構想シンポジウム
4月		第2回第3部会		
5月		第2回第1,2,3部会	基本計画推進委員会 職員研究会発足	区民意識調査 区政モニターアンケート
6月	平成24年第2回定例会	第3回第1,2部会		区民ワークショップ
7月		第4回第1,2部会		作文・ポスター募集
8月		第5回第3部会	基本構想・政策研究 担当部発足 基本計画推進委員会	子どもたちとの意見交換
9月	平成24年第3回定例会	第5回第1,2部会 第6回第3部会	基本計画推進委員会	
10月	平成24年決算特別委員会	第3回審議会 第1回起草委員会		
11月	平成24年第4回定例会	第2回起草委員会	基本計画推進委員会	区民アンケート
12月		第4回審議会 第3回起草委員会	基本計画推進委員会 基本計画WG開始	
平成25年 1月		第5回審議会 第4回起草委員会	基本計画推進委員会	区民意見・提案発表会
2月		第6回審議会 第5回起草委員会 第6回起草委員会	基本計画推進委員会	
3月	平成25年第1回定例会 平成25年予算特別委員会	第7回審議会 第7回起草委員会	基本計画推進委員会	
4月		第8回審議会(答申)	基本計画推進委員会	
5月			基本計画推進委員会 政策テーマ討議	
6月	平成25年第2回定例会			基本構想シンポジウム
7月			基本計画推進委員会 基本計画(素案)	タウンミーティング
8月			基本計画推進委員会	
9月	平成25年第3回定例会 世田谷区基本構想議決			
10月	平成25年決算特別委員会			タウンミーティング
11月	平成25年第4回定例会			
12月			基本計画推進委員会	タウンミーティング 区民ワークショップ
平成26年 1月			基本計画推進委員会 基本計画(案)	
2月				
3月	平成26年第1回定例会 平成26年予算特別委員会			

区民参加の取組み

①基本構想

《意見交換会等》

①基本構想シンポジウム(世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあど」平成24年/2012年3月16日)

参加人数/170人

②区民ワークショップ(世田谷区役所ブライツホール 平成24年/2012年6月30日)

参加人数/88人

③子どもの参加

● 作文・ポスター募集(応募数:作文53通 ポスター:190通)

● 子どもたちとの意見交換(弦巻児童館 平成24年/2012年8月21日)/35人

④区民意見・提案発表会(世田谷区議会大会議室 平成25年/2013年1月12日)

発表団体/29団体

⑤基本構想シンポジウム(世田谷区民会館ホール 平成25年/2013年6月29日)

参加人数/450人

⑥基本構想タウンミーティング

● 世田谷地域(生活工房セミナールームA・B 平成25年/2013年7月7日)/35人

● 北沢地域(北沢タウンホールらぶらす研修室3・4 平成25年/2013年7月11日)/29人

● 玉川地域(玉川区民会館第1・2集会室 平成25年/2013年7月10日)/28人

● 砧地域(成城ホール集会室C・D 平成25年/2013年7月8日)/32人

● 烏山地域(烏山区民会館集会室 平成25年/2013年7月9日)/18人



《アンケート・パブリックコメント》

⑦区民アンケート(平成24年/2012年11月15日~12月5日)

提出件数/685件

⑧基本構想(素案)パブリックコメント(平成25年/2013年6月28日~7月18日)

提出人数/422人

提出件数/712件



②基本計画

《意見交換会等》

①基本計画(検討状況)タウンミーティング ※基本構想⑥と合わせて実施

②基本計画(素案)タウンミーティング

● 世田谷地域(世田谷区役所ブライツホール 平成25年/2013年10月22日)/24人

● 北沢地域(北沢タウンホールらぶらす研修室3・4 平成25年/2013年12月7日)/13人

● 玉川地域(玉川区民会館第1・2集会室 平成25年/2013年10月29日)/22人

● 砧地域(成城ホール集会室C・D 平成25年/2013年10月24日)/24人

● 烏山地域(烏山区民会館集会室 平成25年/2013年10月30日)/24人

③区民ワークショップ(世田谷産業プラザ会議室 平成25年/2013年12月8日)

参加人数/42人

《アンケート・パブリックコメント》

④基本計画(検討状況)パブリックコメント ※基本構想⑧と合わせて実施

⑤基本計画(素案)パブリックコメント(平成25年/2013年9月10日~12月7日)

提出人数/376人

提出件数/755件



用語解説

●世田谷みどり33 P22

「みどりとみずの環境共生都市・世田谷」の実現をめざして、区制100周年となる平成44年(2032年)に、みどり率33%とする長期目標。

●社会的包摂 P31

社会的に包み込むこと。だれであれ、それぞれの生き方を尊重され、同じ社会の一員として受け入れられること。

●スタンドパイプ P48

道路上にある消火栓や排水栓に差し込み、ホースをつなぎ消火を行うための用具。

●職住近接 P52

職場と家庭生活を営む住居が近接していること。住んでいるところで働くことができれば、遠近問わず通勤が困難な人が働くことができるとともに、多様な働き方が可能になり自分の住むまちにかかわりを持つことが増える。

●ソーシャルビジネス P53

社会的課題の解決を図るための取組みを持続可能な事業(ビジネス)として行うこと。

●地産地消 P54

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

●総合型地域スポーツクラブ P56

人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブであり、①子どもから高齢者まで(多世代)、②様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブを指す。

●ICT P57

Information and Communications Technologyの略。情報や通信に関する技術。

●あんしんすこやかセンター P72

世田谷区における地域包括支援センターの名称。「総合相談・支援」、「介護予防ケアマネジメント」、「包括的・継続的ケアマネジメント」、「権利擁護」の4つの機能を持つ。

●地域包括ケアシステム P73

高齢者が要介護状態となっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が、日常生活の場で一体に提供されるしくみのこと。区はこの高齢者を対象とした国の地域包括ケアシステムの考え方に加え地域で福祉的支援を必要とするあらゆる人が、

気軽に相談をし、多様なニーズに対応した保健・医療・福祉などのサービスが総合的に提供されるしくみづくりをめざす。

● **ふれあいの家 P74**

支えあい活動拠点（閉じこもりや孤立を解消し、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民の方々が自主的に運営しているグループ活動）のひとつであり、世田谷区社会福祉協議会に登録しているサロンなどの活動のために利用できるスペース。

● **地域共生のいえ P74**

区内の家屋のオーナーによる、自己所有の建物の一部あるいは全部を活用したまちづくりの場。地域の公益的かつ非営利なまちづくり活動の場として、地域の絆を育み開放性のある活用がなされている。（（一財）世田谷トラストまちづくり独自の制度）

● **災害時要援護者 P74**

要介護高齢者等や障害者のうち、身体の障害等の理由により、災害時に自力で自宅外へ避難することが困難な方や、自ら救出を求めることが困難な方。

● **成年後見センター P76**

契約や財産の管理などの判断能力が十分でなくなり、住みなれた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の利用の相談等を受ける施設。

● **地方分権改革 P76**

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。

● **成年後見制度 P77**

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でなくなり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるようにその権利を守り法的に支援する制度。

● **地域密着型サービス P79**

認知症等で介護を必要とする高齢者が、できる限り住みなれた地域で生活が継続できるよう、日常生活圏域の中で提供される多様で柔軟な介護サービス。

● **障害者グループホーム P79**

障害者が、世話人等から相談や日常生活上の援助、介護などを受けながら、複数で共同生活する場のこと。多機能型の障害者施設に一体的に整備したり、民間住宅、アパート等を活用して整備したりする場合がある。

● **ショートステイ P79**

要介護者や障害者が施設に期間限定で短期間入所し、食事や入浴等の日常生活のお世話や機能訓練などを受けることのできるサービス。

●生きづらさを抱えた若者 P83

学校生活や就労時の体験、対人関係でのつまづきなどを起因として、社会生活や他者との関わりがうまくいかず、めざす生き方に向かって進めない、または、めざす方向が分からないために悩んでいる若者。

●図書館ターミナル P85

駅の周辺や公共施設のなかなどに設置され、資料の予約や貸出・返却等を想定した、図書館を補完する施設。

●ワーク・ライフ・バランス P86

仕事と生活のバランス。個人の生活と仕事の調和のこと。

●子ども・子育て関連3法 P87

幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため定められた以下の3つのこと。「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律」「関連法律の整備等に関する法律」

●インクルーシブ教育 P88

障害者の権利に関する条例第24条によれば、『『インクルーシブ教育システムとは』、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者とない者が共に学ぶしくみ。』などとされる。

●徳育 P89

社会（その国、その時代）が理想とする人間像をめざして行われる人格形成の営みを指す。

●せたホッと P91

「世田谷区子ども条例」に基づいて設置された第三者機関で、世田谷区に住んでいる子ども、学校や仕事で世田谷区に通っている子どもの権利侵害があったときなど、問題の解決のために子どもをサポートする機関。正式名称は「世田谷区子どもの人権擁護機関」。

●ほっとスクール P91

心理的理由等により不登校の状態にある児童・生徒が、体験活動やスポーツなどの小集団生活を通して、社会性や協調性を育み自立心を養い、学校生活への復帰や自分の進路の実現をめざす。「城山」「尾山台」の2か所がある。

●自助、共助、公助 P96

自助：復興を進めるためには、被災者が生活の変化にうまく適用しなければならず、そのためにはまず被災者自らが立ち上がる活動を指す。

共助：被災時には、個人の力では解決が困難な様々な課題も発生する。こうした課題に対応するため、事業者、NPOやボランティアなどと連携しながら、地域が持っている力を生かして、住民主体のお互いを支え合う活動を指す。

公助：行政が行う自助・共助の活動を助け、支える活動を指す。

● **固定的性別役割分担意識 P98**

「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割を分担(分業)すること。最近では、「男は仕事、女は仕事も家庭も」という「新性別役割分業」になっているとも言われ、固定的な性別役割分担が男女の多様な活動を妨げると言われている。

● **ノーマライゼーション P98**

これまでの福祉が、障害者を一般社会から引き離して、特別扱いする方向に進みがちであったのに対して、障害や個性の違いに関わらずあらゆる人が共に住み共に生活できるような社会を築く、という新しい福祉の考え方。

● **性的マイノリティ P98**

性同一障害(体の性とところの性が一致しない状態)や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人(同性愛、両性愛)、身体的な性別が不明瞭な人など、性的少数者。

● **デートDV P99**

同棲していない恋人同士による身体的・精神的暴力のこと。

● **3R P104**

リデュース(削減)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)の総称。リデュース、リユース、リサイクルの順で望ましいとされている。

● **エコ区役所 P105**

ここでいう「区役所」は、庁舎だけでなく、区立小・中学校、区民施設等、すべての区施設を指す。

● **木造住宅密集地域 P110**

東京都の木造住宅密集地域プログラム(平成9年)で指定された木造住宅密集地域のうち、平成18・19年(2006・2007年)の土地利用現況調査により算出した不燃領域率60%未満の地域。

● **環境配慮型住宅リノベーション P112**

戸建住宅やマンションなどで建築物の外壁や窓等の断熱改修、太陽熱利用の給湯システムの設置、省エネ家電等の機器を設置することなどをいう。

● **コレクティブ住宅 P112**

独立した住戸部分と、食事や団欒ができる共同の空間を併用した集合住宅。

● **グループリビング P112**

高齢者等が、比較的低廉な料金で共同生活を営む小規模在宅型の共同住宅。グループハウスともいわれる。

● **シェアハウス P112**

ひとつの住居を複数人で住むこと。キッチンやリビング、シャワーなどを共有して、部屋は個室を利用するものが多くみられる。

●雨水浸透ます、トレンチ P113

雨水を地中に浸透させる施設。雨水浸透ますは、透水性のある雨水ますの側面から周囲の碎石層を介して雨水を浸透させ、浸透トレンチは、地下に透水管と碎石を設置することにより、雨水を地下に浸透させる。地下水の涵養を促進させるとともに、豪雨時に雨水の流出を抑制する効果もあり、浸透ますと浸透トレンチを併用すると効果が高まる。

●ユニバーサルデザイン P114

年齢、性別、国籍、能力等に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境とする考え方。

●コミュニティサイクル P116

借りたのとは違う貸出場所にも自転車を返せるレンタサイクルのしくみ。返却のために借りた場所に戻る必要がないため、利用の自由度が高まる。区では「がやリン」の愛称で普及に努めている。

●ゾーン30 P116

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策を指す。

●地域行政制度 P122

地域住民に密着した地域行政を展開するため、全国に先駆けた都市内分権として、平成3年（1991年）にスタートした制度。地区（出張所・まちづくりセンター）、地域（総合支所）、全区（本庁）の三層分権型を確立した、世田谷区独自の行政制度。

●みどり率 P123

緑が地表を被う部分（樹木地、草地、農地、屋上緑地）に水面と公園内の緑に被われていない部分を加えた面積が地域全体に占める割合。

●木賃アパートベルト地帯 P132

環7通り周辺の木造賃貸アパートが密集している地域。高度経済成長における人口増加の際に急速な開発が行われたため、狭い範囲に木造の住宅が多数あり、災害時の危険性が非常に高い。

●不燃化特区制度 P134

特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域のうち、地域危険度が高いなど特に改善を図るべき地区について、区からの提案に基づき、東京都が不燃化特区に指定し、不燃化を強力に推進する制度。

●オープンデータ P160

政府や自治体などの公的機関が提供する統計情報などの、二次利用可能な公共性の高いデータを公開すること。

●パブリックコメント P160

区民の生活に広く影響を及ぼす重要な施策等を策定する際に、素案等の段階で事前に公表し、区民が意見や提案、要望を述べる機会を設け、いただいた意見を集約し施策等の策定に生かすとともに、区の方考え方を併せて公表するしくみ。

●社会保障・税に関する番号制度 P163

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

●指定管理者制度 P171

法人その他の団体に、公の施設の管理を行わせること。

●インハウスVE P182

In-house Value Engineeringの略。投資するコストに対して製品やサービスの価値を最大にしようとする手法をVE（Value Engineering）という。本書での「インハウスVE」は、区役所の営繕担当所管の内部（インハウス）技術職が、より効率的に建物の価値を高める方法で公共施設を建築するために、設計や仕様を様々な角度から検証し改善する（VE）ことを指す。

●PFI P182

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法。

●コージェネレーション P182

発電等の際、電力と併せて発生する熱もエネルギーとして活用するシステムであり、省エネルギー・CO2排出量の削減といった効果が期待できる。産業用だけでなく家庭用のシステムも普及しつつある。

世田谷区基本計画

発行日：平成26年3月

編集・発行：世田谷区政策経営部

世田谷区基本構想・政策研究担当部

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 (03) 5432-1111 (代)

(広報印刷物登録番号 No.1127)

この印刷物は、再生紙を使用しています。